

独自安全ルールブック ビジュア化

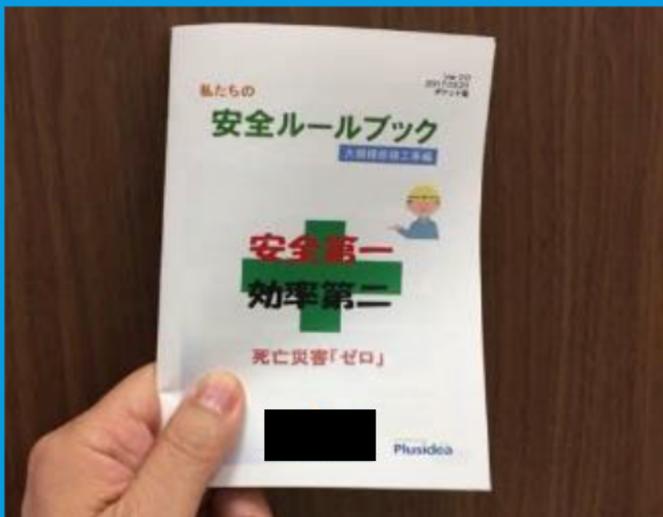
独自安全ルールブック

・ポケットサイズ（A6サイズ）

➡ 社員は全員携帯

・工事に関する安全ルールが記載

・法的ルールだけでなく、過去の災害やヒヤリハットより、随時ルールが追加

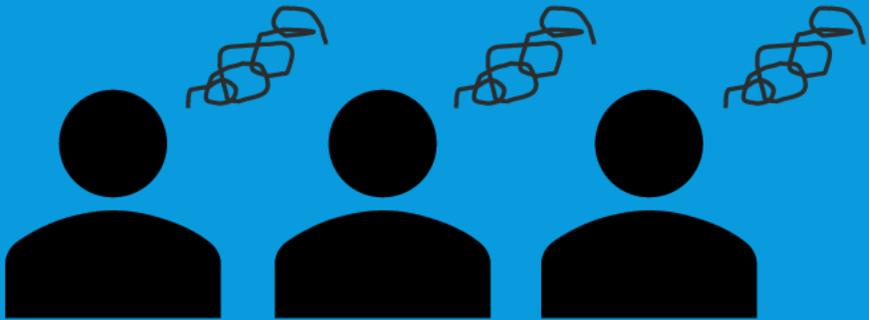


3. 足場組立ルール					
項目No.	カテゴリ	対象足場	安全ルール	ルール種別	備考ページ
		高さ2m以下 足場組立 足場解体	(作業所長が巡回の場合は現場責任者と読み替える) ※《下線》部は巻末に様式サンプル有り		
1		●●●●	足場作業は、「足場の組立等作業従事者特別教育修了者」（足場組立等作業主任者資格者等を含む）が実施し、未修了者は作業（材料運搬・整理を含む）のために足場（高さに係らず）に上らせてはならない。未修了者には識別表示をさせること。	法59 則36	労
2		●●●●	作業主任者指揮下で、適切な人員配置で作業を行うこと。人員不足の時は原則作業中止とする。	則566	重
3		〰〰〰〰	ゴンドラ架設作業はゴンドラ取扱い業務特別教育修了者の指揮下で行うこと。	ゴ12	
4		●●●●	18歳未満の年少者は、高さ5m以上の高所での作業および組立・解体・変更の作業を禁止とする。（地上の補助作業を除く）	少8- 24 25	
5	作業前	●●●●	高工（相番作業員を含む）はフルハーネス型命綱（墜落制止用器具）の着用・使用を必須とする。（二丁掛けを推奨）		内 重 労
6		●●●●	携帯工具類は全て落下防止措置（ストラップ等使用）を行い、インパクトレンチはソケットの脱着防止措置を行うこと。		内 重 録
7		●●●●	原則、手摺先行工法・親綱（径16mm以上）併用とし、親綱は5スパン以内で緊張器により弛まないよう張ること。手摺先行工法は種類毎にメーカーの注意事項に従うこと。		内 重
8		●●●●	作業時は必ず誘導員を配置し、居住者・第三者の誘導を最優先とすること。		内
9		●●●●	作業エリア（地上含む）は足場作業員以外は、人（居住者・第三者・他作業員）・物（車・自転車・バイク等）問わず原則立入・設置禁止とし、区画・表示を徹底する等、災害防止対策をとること。		内 重 録
10	揚重・小運搬	●●●●	玉掛け作業、クレーン作業、巻上げ機作業等資格が必要な作業は、有資格者を配置すること。	ク67 221 222	
10 1 2	小運搬	●●●●	玉掛け（揚重機を使用しない、ロープ下しも含む）作業者は、有資格者（玉掛け技能講習または玉掛け特別教育の修了者）に限定し、識別腕章を着用すること。		内 重 録

※一部抜粋

ルールブックの問題点

- ・ 経験の浅い社員には文字ばかりで、読むことのハードルが高い
- ・ 詳細がわかりにくい（例があればわかりやすい）
- ・ 外国人労働者には難しい



ビジュアル化でわかりやすく

※安全ルールブックの解説として

3. 足場組立ルール			
項目	内容	ルール番号	備考
	安全ルール (作業関係が活動の場合は現場責任者と読み合わせる) ※《下線》部は巻末に補綴サンプル有り		
1	足場作業は、「足場の組立等作業従事者特別教育修了者」(足場組立等作業主任者資格者を含む)が実施し、未修了者は作業(材料運搬・整理を含む)のためには足場(高さに係らず)に上り足ははならない。未修了者には個別表示をさせること。	規59 則56	内 業 務
2	作業主任者指揮下で、適切な人員配置で作業を行うこと。人員不足の場合は取崩し作業中止とする。	規56 則56	内 業 務
3	ゴンドラ架設作業はゴンドラ取扱い業務特別教育修了者の指揮下で行うこと。	ゴ12	内 業 務
4	18歳未満の年少者は、高さ5m以上の高所での作業および組立・解体・変更の作業を禁止とする。(地上の補正作業を除く)	少4-24 25	内 業 務
5	簡工(組替作業員を含む)はフルハーネス装置(坠落防止用器具)の着用・使用を必須とする。(二丁掛けを指す)	内 業 務	内 業 務
6	携帯工具類は全て落下防止措置(ストラップ等使用)を行い、インパクトレンチはソケットの脱落防止措置を行うこと。	内 業 務	内 業 務
7	頻削、手摺先行工法・組網(径16mm以上)併用とし、組網はスパン以内で緊強帯により拘束しないよう強くすること。手摺先行工法は種類毎にメーカーの注意事項に従うこと。	内 業 務	内 業 務
8	作業時は必ず格納器具を配置し、密着者・第三者の誘導を優先とすること。	内 業 務	内 業 務
9	作業エリア(地上含む)は足場作業員以外は、人(居住者・第三者・他作業員)・物(車・自転車・バイク等)随分穿刺立入・投擲禁止とし、区画・表示を徹底する等、災害防止対策をとること。	内 業 務	内 業 務
10	玉掛け、クレーン作業、巻上げ機作業等資格が必要な作業は、有資格者を配置すること。	ク67 221 222	内 業 務
10	玉掛け(操縦機を使用しない、ロープ下しを含む)作業時は、有資格者(玉掛け特別教育または玉掛け特別教育の修了者)に限定し、個別表示を貼付すること。	内 業 務	内 業 務

※安全ルールブック
一部抜粋

安全ルールブック解説用
ビジュアル集

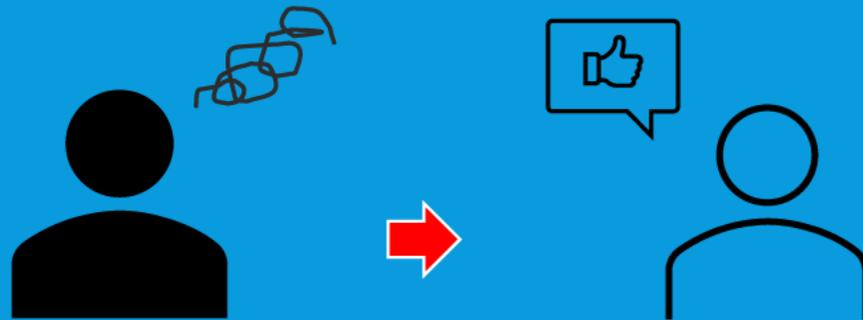


解説用ビジュアル集 全84ページ

ビジュアル化の例

安全ルールブックでは

5	仮設材突起物（クランプ・ジャッキ型ベース・単管パイプ先端部）を、高齢者・子供に対しても危険が及ばぬよう養生し、分かり易い注意表示をすること。	内	重
---	--	---	---



安全ルールブック ビジュアル集では

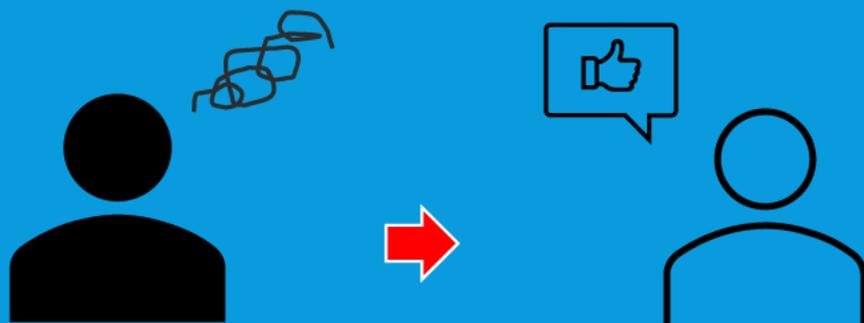
項目 No.	5	カテゴリー	お客様動線
共通ルール	安全ルール	仮設材突起物（クランプ・ジャッキ型ベース・単管パイプ先端部）を、高齢者・子供に対しても危険が及ばぬよう養生し、分かり易い注意表示をすること。	



ビジュアル化の例

安全ルールブックでは

27	携帯工具類（ドライバー・ラチェット・レンチ等）は落下防止措置（ストラップ等使用）を行うこと。	内	重	線
----	--	---	---	---



安全ルールブック ビジュアル集では

項目	27	カテゴリ	作業前
共通ルール	安全ルール	携帯工具類（ドライバー・ラチェット・レンチ等）は落下防止措置（ストラップ等使用）を行うこと。	
備考			



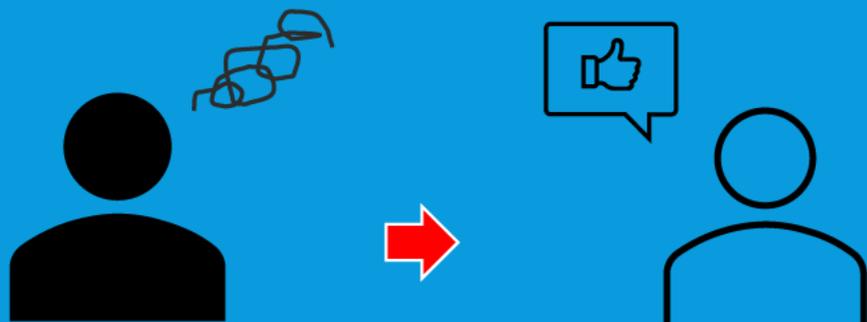
ストラップ使用例



ビジュアル化の例

安全ルールブックでは

43	廃棄物置き場は火災原因とならないよう、作業終了時は防災シート等で覆うこと。消火器設置を推奨	内推		
----	---	----	--	--



安全ルールブック ビジュアル集では

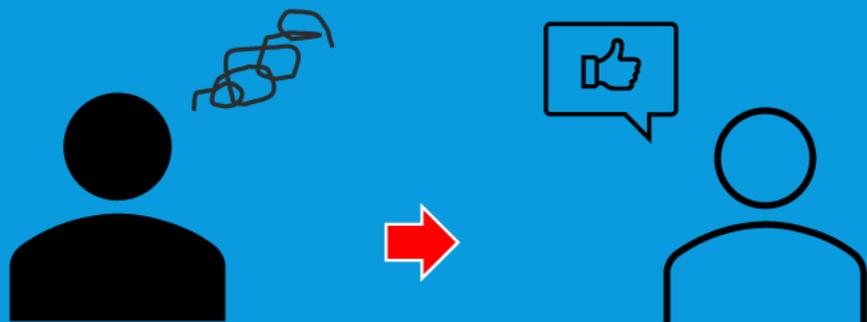
項目 No	43	カテゴリ	作業時
共通ルール	安全ルール	廃棄物置き場は火災原因とならないよう、作業終了時は防災シート等で覆うこと。消火器設置を推奨	
備考			



ビジュアル化の例

安全ルールブックでは

25	●●●	足場端部（組立作業先端部）は、エンドストッパーを2段設置し、メッシュシートを張るか1スパン内側に立入禁止表示とストッパー2段（立入禁止テープ・パーでも可）を設置すること。	内	労
----	-----	---	---	---



安全ルールブック ビジュアル集では

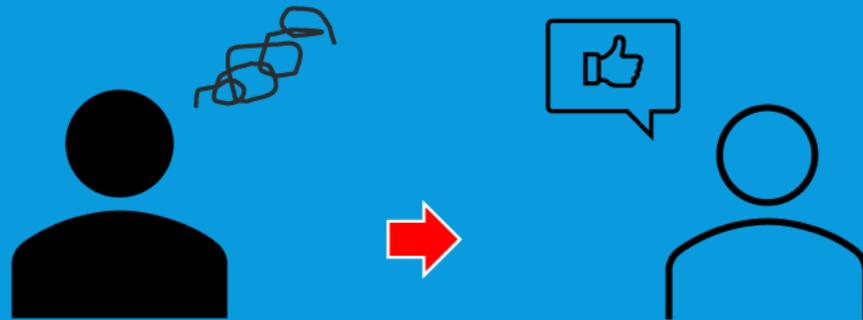
足場組立	組立 版	25	解体 版	28	カテゴリ	組立・解体作業全般
足場解体	安全ルール	足場端部（組立・解体作業先端部）は、エンドストッパーを2段設置し、メッシュシートを張るか1スパン内側に立入禁止表示とストッパー2段（立入禁止テープ・パーでも可）を設置すること。				
備考						



ビジュアル化の例

安全ルールブックでは

5	■	サンダー等研削機は安全カバーを取り付け、始業前点検表に記録のこと。またいかなる理由があっても安全カバーを取外しての作業は禁止する。	則117 労
---	---	---	--------



安全ルールブック ビジュアル集では

項目	5	カテゴリ	下地
安全ルール	サンダー等研削機は安全カバーを取り付け、始業前点検表に記録のこと。またいかなる理由があっても安全カバーを取外しての作業は禁止する。		
備考	障害物がある場合においてもカバーを装着したままで可能な範囲のみ切削後に手はつり作業とする		



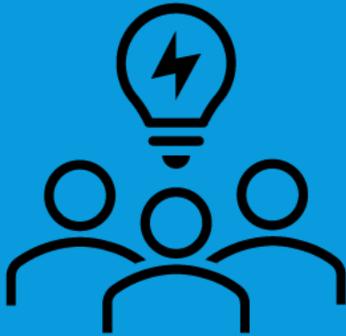
ルールブックのビジュアル化

- ・ 当社と協力会社が安全管理活動を行う、安全衛生協会のHPで協力会社も見る事ができる

※安全衛生協会HP



作業者みんなが確認でき
ルール理解に役立っている



2.安全ルールブック

- ・ 最新版「安全ルールブック Ver.20220515」
- ・ ルールブックポケット用印刷設定 (215KB)
- ・ 「安全ルールブック 解説書」
- ・ 安全ルールブック 現場用テスト集計結果 (最新)
- ・ 「安全ルールブック 解説用ビジュアル集」 (16MB)